

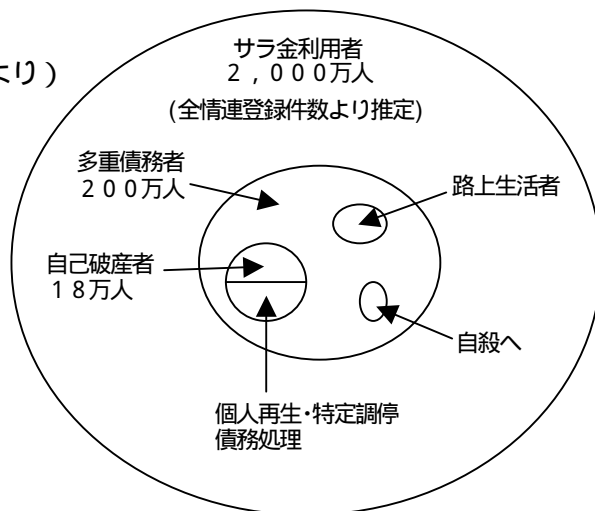
# 多重債務問題の解決へ

サラ金・クレジット・商工ローン被害の克服を

## 多重債務問題とは？

サラ金の利用者像（2004年 消費者金融白書より）

平均借入額 145万円  
利用社数 3.3社  
利用期間 6.5年（うち10年以上が3割）  
借入金利 年25～29.2%  
（利用者の72.4%）  
所得 500万円以下 64.4%



### 破綻へ

低所得者層が高金利のサラ金等を利用した結果、自転車操業状態に陥り、自己破産などの法的整理、路上生活者、自殺等へ追い込まれていきます。

2005年の自己破産者は18万人を超え、路上生活者約3万人のうち8～9割が多重債務問題に起因しており、生活苦・経済苦による自殺者は約8,000人にのぼります。



## 原因はサラ金三悪 - サラ金三悪は、今でも続いています

### 高金利

公定歩合が0.10%、銀行平均貸出金利が年2%を下回っているのに年25%は暴利です。

### 過剰貸付

支払能力を無視した過剰貸付が行われています。無人契約機、テレビCMなどの広告が借金に対する抵抗感を失わせます。

### 厳しい取立て

業務停止となったアイフルでも分かるとおり、自宅、勤務先への厳しい取り立ての電話がなされます。

## 現状は・・・

利息制限法に違反しても刑事罰はありません。貸金業者は貸金業規制法43条（みなし弁済規定）を根拠にして利息制限法を超える金利（グレーゾーン金利）を取得しています。



## 最高裁判決は・・・

2006年1月13日判決など、みなし弁済規定の適用をほとんど否定しています。経済的弱者である債務者などの救済法理としての利息制限法の重要性を確認しています。

日弁連は貸金業規制法、出資法について以下の改正を求めます。

- その1 → 出資法の上限金利(年29.2%)を、利息制限法の制限金利(年15~20%)まで引き下げること  
貸金業者に利息制限法を遵守させ、誰もが利息制限法による保護を受けられるようにすることが必要です。
- その2 → 「みなし弁済」規定(貸金業規制法43条)を廃止すること  
最高裁は2006年1月13日判決で利用者の誤解により払う必要のない利息を事実上強制するとして、みなし弁済規定の適用を否定しました。人の誤解を前提に高金利を容認する制度は認めることはできません。
- その3 → 日賦貸金業者の特定金利(年54.75%)等の廃止  
中小零細業者向けの集金前提の日賦貸金業でのトラブルが多発しています。特例まで定めて高金利を認める必要はまったくありません。
- その4 → 出資法や利息制限法の脱法として、約定金利以外に保証料を徴求することの禁止  
金利の規制をしても脱法行為を禁止しないと意味はありません。
- その5 → 利息制限法の引き上げには断固反対します  
利息制限法は高金利規制の基本的なルールで、その引き上げを認めることはできません。

? 利息制限法まで金利を引き下げると多重債務問題は解決に向かうのですか

金利が下がった分だけ、無理なく早く返し終わるし、高利の支払のために借入れをするということが減るので、多重債務状態に陥る危険も少なくなります。

? 金利を引き下げるとヤミ金<sup>ばっこ</sup>が跋扈<sup>ばつこ</sup>しませんか

2000年6月に出資法の上限金利は年40.004%から年29.2%に引き下げられ、それによってヤミ金<sup>ばっこ</sup>が跋扈<sup>ばつこ</sup>したと一部で主張されていますが、そのような因果関係はありません。ヤミ金に狙われているのは破産者や多重債務者であり、多重債務者を減少させることが必要なのです。

? 中小事業者の緊急の資金需要に応えられず倒産が増加するのではありませんか

高金利で借りてしまったら、今度は高金利の負担のために倒産することになりかねません。

~ 署名にご協力下さい。市民の力で多重債務問題を解決しましょう ~

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03-3580-9910 / FAX 03-3580-2866

ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>